

## 随意契約結果一覧

課等名	契約の名称	契約年月日	契約の相手方	契約金額(円)	契約の相手方を選定した理由	摘要
子ども家庭支援課	令和8年度虐待防止のためのSNS相談事業委託業務	R8.3.30	社会福祉法人麦の子会	21,120,000	<p>[選考基準]</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 当該事業者はSNSを活用した相談対応業務について十分な実績と運用ノウハウを有している。</li> <li>2 業務従事者として、公認心理師、社会福祉士、看護師等の有資格者を配置しているほか、複数名が児童相談所業務の経験を有しており、専門性を踏まえた対応が可能な体制となっている。</li> <li>3 常時複数回線による相談対応体制を確保し、相談受付から記録作成、関係機関との連携・調整まで、業務を安定的かつ継続的に実施できる体制を備えている。</li> <li>4 児童虐待を含む緊急性の高い事案については、児童相談所と同等の基準に基づくリスク評価・判断を行い、速やかに連携することが可能である。</li> <li>5 法人として、乳幼児期から老年期までを対象とした幅広い相談支援事業の実績を有しており、多様かつ複雑な相談内容についても、関係機関と連携した適切な対応が可能である。</li> </ol> <p>[選定理由]</p> <p>上記の条件を満たし、児童虐待対応を含む相談支援の実績を有するとともに、道内の関係機関等と連携した支援体制の構築・運用を通じて、多様な相談ケースに適切に対応できる事業者は、社会福祉法人麦の子会のみである。</p> <p>[契約根拠]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号</li> <li>・ 北海道財務規則運用方針第3節関係1の(2)</li> </ul>	